

英領バージン諸島会社設立の手続きと費用

特に明記しない限り、本見積書で紹介される英領バージン諸島会社とは、2004年 BVI 事業会社法 (the BVI Business Companies Act 2004) に基づき英領バージン諸島において設立される事業会社を指します。当該会社は、オフショア会社、国際商業会社及び免税会社とも呼ばれています。

当事務所が英領バージン諸島会社を設立するサービス費用は 1,450 米ドルです。上述の費用には英領バージン諸島の 2004 年事業会社法に要される現地の会社設立代理人及び登録住所 (1 年間)、設立の際に英領バージン諸島会社登記所に支払う必要な登録料、会社登記書類一式が含まれています。要するに、本見積書は英領バージン諸島において非公開株式会社を設立するために必要な各費用を含んでいます。

英領バージン諸島会社を設立するために、クライアント様は、株主及び取締役となる者の身分証明書類 (例えば、個人のパスポート又は法人の設立証明書、株主名簿、取締役名簿など)、住所証明書類 (例えば、公共料金請求書又は銀行取引明細書) を提供する必要があります。クライアント様は当事務所の提供する会社設立フォームを記入する必要があります。

英領バージン諸島会社設立の所要時間は一般的に、最短 2 営業日以内に設立できます (約 3 営業日の書類郵送時間が含まれない)。

必要に応じて、当事務所はクライアント様の英領バージン諸島会社の銀行口座を開設できますが、850 米ドルのサービス料金を別途請求します。

本見積書は特別なライセンス・許可を申請するサービス費用が含まれません。クライアント様の英領バージン諸島会社は業務に免許・許可の別途申請が必要な場合、当事務所は申請代行できますが、費用が別当相談となります。

本見積書はあくまでも参考です。当事務所は関連費用を常に更新します。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場B棟6階603室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
セシルストリート138号
セシルコート13階1302室
郵便番号: 069538
T: +65 6438 0116

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
米国ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
英国グレーター・ロンドンブロムリー
フィールドパーク1号3階319室
郵便番号: BR1 1LU
T: +44 20 8176 3860

1. 設立サービスと費用

当事務所は、英領バージン諸島においてモデル定款及び 50,000 株の登録資本で事業会社(株式会社)を設立するサービス費用が 1,450 米ドルです。

具体的には以下の通りです。

- (1) 英領バージン諸島会社の設立・維持に関する諸問題について説明する
- (2) 株主と取締役の身分証明書類と住所証明書類の認証を含むデューデリジェンスを行う
- (3) 類似商号調査と商号予約申請を行う
- (4) 会社設立書類を作成する
- (5) 最初の取締役名簿の登記料
- (6) 初年度の会社設立代理人
- (7) 初年度の会社登録住所
- (8) 会社登記書類一式(会社定款、取締役の委任状及び会社印等を含む)

備考:

- (1) 上記の費用は会社設立証明書(電子版)の取得を含みます。証明書(紙版)が必要な場合、当事務所に委託する際に当事務所に確認してください。費用は別途請求となります。
- (2) 上記の費用は株主も取締役も 2 名以下である会社に適用されます。
- (3) クライアント様は既存会社(シェルカンパニー)の購入を選択できます。費用は同じです。
- (4) 中国語の会社名で会社を設立することができます。会社は中国語名称が必要である場合、又は購入する予定の既存会社が中国語名称を有する場合、当事務所は 250 米ドルを別途請求します。
- (5) 50,000 株超の会社を設立するにはより高い費用を請求します。
- (6) 上記の費用は書類郵送料を含みません。実際に発生した郵送料は別途請求となります。

2. オプションサービス

順番	サービス項目	費用(USD)
1	中国語の会社名称	250
2	紙版の会社設立証明書(雑費を含む)(備考 1)	80
3	現任取締役の在職証明書(Certificate of Incumbency)(備考 2)	300
4	電子版又は紙版の存続証明書(Certificate of Good Standing)(備考 3)	300/380
5	会計士による設立書類の認証(書類 1 セットにつき)(備考 4)	120
6	銀行口座開設サービス(備考 5)	850
7	会社書類の公証サービス(備考 6)	別途相談

備考:

- (1) 現在、英領バージン諸島会社の設立について、英領バージン諸島会社登記所は会社設立証明書(電子版)のみを発行します。クライアント様は紙版の証明書が必要な場合、当事務所に委託する際に当事務所にお知らせください。費用は別途請求となります。
- (2) 会社設立後、英領バージン諸島の設立代理人に現任取締役の在職証明書(CERTIFICATE OF INCUMBENCY)、別称登録代理人証明書(REGISTERED AGENT'S CERTIFICATE)を申請する必要があります。その証明書には、会社の登録資本金額、現任の取締役及び株主の氏名、保有株式数が記載されています。会社の銀行口座開設を申請する際に、その証明書を提示する可能性があります。
- (3) 会社の存続証明書(Certificate of Good Standing)は通常、会社設立場所の会社登録機関によって発行される証明書です。一部の国・地域では、当該証明書は状況証明書(Certificate of Status)又は存在証明書(Certificate of Existence)とも呼ばれます。当該証明書は、証明書に記載されている会社が発行場所に合法的に法人化されており、設立場所で事業を営むことができることを証明するために使用されます。要するに、会社の存続証明書は、会社が設立場所に合法的に法人化され、現地の各法規制に従って各申告書を提出し、期限内に各登記料を納付し、且つ各種の事業を経営できることを証明します。
- (4) クライアント様は銀行口座を開設する際に、銀行は会計士によって認証された会社設立書類を提出するよう会社に要求するかもしれません。クライアント様は銀行口座開設を当事務所に委託する場合、当事務所の銀行口座開設紹介サービス費用は会計士によって承認された書類一式を含んでいます。
- (5) 当事務所はクライアント様の英領バージン諸島会社のために、銀行口座を開設します。クライアント様の指定する銀行がオフショア会社の設立場所(モーリシャスやベリーズなど)にある場合、遠距離で口座を開設できます。その他の銀行の場合には、銀行の要求により、銀行口座の申請者は全ての署名権者及び多数の取締役(特定の場合は全ての取締役及び株主が必要)が銀行に出頭し、面談することを手配する必要があります。当事務所のサービスは銀行口座開設の協力に限り、口座開設に必要な書類の作成、クライアント様の提供した口座開設に必要な書類の事前審査、銀行との予約、銀行のレター及びセキュリティデバイスの転送などのサービスを含みます。口座開設が失敗する場合、啓源は一切の責任を負わず、口座開設の関連サービス費用も返金しません。
- (6) 必要に応じて、啓源は国際公認弁護士又は英領バージン諸島での各国大使館による英領バージン諸島会社設立書類の認証を手配することができます。詳細について、当事務所の専門コンサルタントにお問い合わせください。

3. 支払条件

クライアント様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドとともにクライアント様に送信します。クライアント様は送金する際に備考欄に当事務所の請求書番号又はファイル番号を記入し、送金後に支払証憑を当事務所に提供してください。サービスの性質上、事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供してから、特別な事情がない限り、費用が返金されません。

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。

4. 必要な書類

英領バージン諸島会社を設立する際に、クライアント様は下記の書類を提供する必要があります。

- (1) 全ての株主や取締役のパスポート写し及び直近 3 ヶ月の英語住所証明書類(公共料金領収書又は銀行取引明細書)。株主や取締役が法人である場合、直近の株主名簿や実質的支配者名簿、及びその 10%以上の株式を有する者の身分証明書類及び住所証明書類をご提供ください。
- (2) 株主や取締役が法人である場合、会社の取締役によって確認・署名され、英領バージン諸島会社と実質的支配者との関係を明記している組織構造図をご提供ください。
- (3) 記入済みの会社設立フォーム(啓源が当該フォームを提供する)

上述の身分証明書類及び住所証明書類は当事務所のスタッフ、公証役場、弁護士、公認会計士に認証される必要があります。クライアント様は当事務所の認証サービスが必要である場合、当事務所のスタッフとビデオ認証を行い、又は啓源のいずれかの事務所に外向き認証を行うことができます。

啓源の認証サービスを利用していない場合、認証済み書類に認証担当者の氏名、住所、職務、電話番号及び電子メールアドレスをご記載ください。

上述の身分証明書類及び住所証明書類は英語で表記されていない場合、翻訳専門家によって翻訳された英語訳本は必要です。

5. 設立手続きと所要時間

一般的に、英領バージン諸島事業会社を設立する時間は約 2～3 営業日です(3 営業日の郵送時間を含まない)。既存会社(シェルカンパニー)を購入する場合、速くとも 2 営業日以内に全ての手続きを完了できます。具体的な手続き及び所要時間は以下の通りです。

順番	手続き	営業日
1	クライアント様は当事務所に英領バージン諸島会社設立の委託を確認し、第 4 節に記載される書類を電子メール・郵送・ファクスで啓源に送付する	お客様による
2	啓源又はその他の者は会社の株主と取締役の身分証明書類の認証を行う	お客様による
3	啓源は類似商号調査と商号予約申請を行う	1
4	啓源は英領バージン諸島会社登記所に会社設立申請書類を提供する	1
5	英領バージン諸島会社登記所は会社設立証明書を発行する	2
6	会社設立証明書を啓源の香港事務所に郵送する	3
7	啓源は会社書類を作成し、クライアント様に郵送する	1
8	クライアント様は書類に署名し、署名済み書類を電子メール・郵送・ファクスで啓源に返送する	お客様による
9	啓源は取締役名簿などを英領バージン諸島会社登記所に提出する	1
10	全ての手続きが完了後、啓源は会社登記書類一式をクライアント様に郵送する。又はクライアント様は啓源のいずれの事務所に会社登記書類一式を取得できる	1

6. 登記書類一式(登録完了後に得られる法的書類)

英領バージン諸島会社(BVI)の設立後、下記の法的書類をクライアント様に渡します。

- (1) 英領バージン諸島会社登記所が発行した電子版の会社設立証明書(Certificate of Incorporation)
- (2) 会社定款 3 通
- (3) 初任取締役の委任書、株主名簿、取締役名簿等の法定記録簿
- (4) 株主全員の株券各 1 部
- (5) 会社印(Company Chop)とシール(Common Seal)各 1 個

7. 年間維持費用

7.1 基本的な年間維持費用

会社設立後の翌年から、50,000 株以下の英領バージン諸島会社は年間維持費用が 950 米ドルです。年間維持費用には、1 年度の政府ライセンス費用、設立代理人サービス費用及び登録住所の費用が含まれています。

年間維持費用の納付期限は会社の設立日によります。会社が上半期に設立された場合には納付期限は 5 月 31 日です。会社が下半期に設立された場合には納付期限は 11 月 30 日です。期限後に納付した場合、罰金又は会社の登録抹消に処します。

当事務所は毎年の設立記念日前の 2 ヶ月に(即ち毎年の 3 月 1 日及び 10 月 1 日)翌年度の年間維持費用の支払通知書をクライアント様に発行します。通知が届かない場合は、当事務所にお問い合わせください。

7.2 経済的実態の報告(economic substance reporting)

「経済的実態(会社及びリミテッドパートナーシップ)法」(The BVI Economic Substance (Companies and Limited Partnerships) Act)により、法人は事業の関連情報を毎年申告・提出する必要があります。会社は、指定された事業を営んでいる場合、利益の移転を防ぐために英領バージン諸島にある程度の経済的実態を確立する必要があります。情報の収集・アップロード・提出のサービス費用は年間 500 米ドルです。

詳細について、2018 年の「経済的実態(会社及びリミテッドパートナーシップ)法」(英字)をご参照ください。

7.3 財務記録の保存

英領バージン諸島事業会社法により、全ての英領バージン諸島会社は財務記録及び基本文書を保存しなければなりません。当該書類は世界各地でも保存できますが、保存の場所及びその責任者の情報は会社の設立代理人に提供する必要があります。当該書類は、関連する取引日から 5 年間以上保存しなければなりません。

財務記録は会社の取引を説明できる全ての書類であり、請求書、銀行取引明細書、契約書及びその他の会計上重要な文書などを含みます。

当事務所はクライアント様の BVI 会社が当該要件に当該することを支援し、全ての書類を当事務所の安全なサーバーに保存し、要求に応じて会計記録を準備することができます。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com, enquiries@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140, +86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com